

令和 5 年 3 月 2 8 日

保護者 様

鳥栖市教育委員会
教育長 佐々木 英利

新型コロナウイルス感染症における感染防止対策の実施について（通知）

保護者の皆様におかれましては、日頃よりご家庭にてお子様の健康観察や感染防止に努めていただき感謝申し上げます。

新年度からの学校における感染対策を、下記のとおりとしましたのでご連絡いたします（下線部は主な変更点）。

つきましては、感染防止対策へのご協力と、感染者等への配慮につきましてよろしくお願いいたします。

なお、5 月 8 日に新型コロナウイルス感染症が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）上の第 2 類から第 5 類に変更される場合の対応については、別途通知いたします。

記

●ご家庭へのお願い

- ・ 児童生徒等に発熱等の風邪症状がみられるときは、軽い症状でも登校を控え、かかりつけ医等に受診してください。
- ・ 児童生徒及び同居の家族等が PCR 検査等を受けた場合は、陰性が判明するまで、児童生徒の登校をお控えください。
- ・ 同居の家族等に未診断の発熱等の風邪症状がみられる場合は、児童生徒の登校をお控えください。
- ・ 児童生徒が陽性や濃厚接触者となった場合は速やかに学校にご連絡ください。
- ・ 同居家族が濃厚接触者となった場合で、その家族と児童生徒に感染が疑われる症状（風邪症状）がなければ登校させることができます。
- ・ 「児童生徒が陽性」となり、学校に電話がつかない場合は、教育委員会担当者（080-8206-6952）へ連絡をお願いします。

※発症する前、もしくは検査をする前に 2 日以上欠席している場合は、休日、夜間の連絡は不要です。

●学校で陽性者が確認された場合について

- ・ 学校職員が、校内の施設や対象物品等の消毒を行います。
- ・ タブレットやプリント配付等を行い、学びを止めない環境の確保に努めます。

●学級閉鎖・部活動の閉鎖について

- ・ クラス内に複数の児童生徒の感染が判明したり、感染者が 1 名であっても風邪等の症状を有するものが複数いたりした場合等は、5 日程度の学級閉鎖等を検討します。
- ・ 感染の状況により、所属する学級や部活動を閉鎖し、途中で帰宅させる場合もあります。

※ 部活動の閉鎖判断についてもこれに準じます。

●保護者への周知について

- ・ 休校となった場合、学年・学級閉鎖となった場合については、学年・学級を明らかにし該当校の全家庭に書面（メール添付）にて連絡いたします。個別の陽性者に関する情報については公表しません。
- ・ 部活動が閉鎖となった場合は、部名を明らかにし該当校の全家庭に書面（メール添付）にて連絡いたします。個別の陽性者に関する情報については公表しません。

●児童生徒への指導について

- ・ 健康観察、手洗い、清掃・消毒、換気など、基本的な感染防止策について指導を徹底します。
- ・ 児童生徒及び教職員については、学校教育活動に当たって、マスクの着用を求めないことを基本といたします。ただし、登下校時に混雑したバスを利用する場合や、校外学習等において医療機関や高齢者施設等を訪問する場合など、マスクの着用が推奨される場面においては、児童生徒及び教職員についても、着用

を推奨いたします。

- ・ 基礎疾患があるなど様々な事情により、感染不安を抱き、マスクの着用を希望したり、健康上の理由によりマスクを着用できない児童生徒もいたりすることなどから、学校や教職員がマスクの着脱を強いることがないようにいたします。
- ・ 児童生徒等の健康観察を十分行うとともに、手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対を徹底いたします。
- ・ 感染レベルに応じた学校教育活動を行います。

●学校給食について

- ・ 給食前後の手洗いや、咳エチケットのためのハンカチ等の準備について指導します。
- ・ 「黙食」は実施いたしません。
- ・ 机の配置の工夫や適切な換気の確保等の措置を講じます。机を向かい合わせにする場合には対面の児童生徒等の間に一定の距離（1 m程度）を確保します。

●ワクチン接種について

- ・ ワクチン接種時における欠席等の取扱いについて、一日休む場合「出席停止」とし、欠席扱いとしません。また、副反応（発熱や倦怠感等）が出た際の休みも同様に欠席扱いとしません。
- ・ 家族に、ワクチン接種後の副反応で発熱等の症状が出た場合、児童生徒の登校は可能です。

●児童生徒のケアについて

- ・ 感染者、ワクチン接種、マスクの着用等についての偏見や差別、いじめが起こることのないよう特に配慮します。
- ・ 児童生徒の様々な悩みやストレス等への対応については、学級担任や養護教諭等を中心として、児童・生徒の心身の健康状態の把握に努めると共に、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどと連携を図り対応します。ご相談ください。

●出席停止について

- ・ 感染への不安から欠席を申し出た場合、感染経路不明の感染者が急激に増えている場合は、校長の判断で出席停止とする場合があります。
- ・ 特別な理由で、感染の拡大している地域へ赴き、翌日以降大事をとって休む場合は、校長の判断により出席停止とする場合があります。

※今後の状況等によっては、国や県の発表を踏まえて感染対策を更新してまいります。

※【参考】学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル「学校の新しい生活様式」Ver.9